資料6

(仮称) 新太子堂北複合商業施設の届出概要について (法第5条第1項 新設)

1 届 出 者 株式会社マルニ

株式会社ツルハ

2 届出年月日 令和5年10月20日

3 店舗の名称 (仮称) 新太子堂北複合商業施設

4 店舗設置者 株式会社マルニ 代表取締役 橋本 孝

気仙沼市東新城三丁目5番地2

株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩

北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号

5 店舗所在地 利府町新太子堂北土地区画整理事業地内 13街区

6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社マルニ	2, 201.60 m ²	食品、日用雑貨
株式会社ツルハ	959.04 m²	医薬品
計	3, 160.64 m ²	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和6年6月21日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐 車 場 の 収 容 台 数 155 台(指針による必要台数:145台)
- (2) 駐輪場の収容台数 30 台
- (3) 荷さばき施設の面積 99 m²
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 61.90 ㎡ (指針による必要容量:14.72㎡)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 A棟 午前9時から午後9時まで

B棟 午前8時から午後9時30分まで

- (2) 駐車場の利用時間帯 午前7時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の出入口の数 3箇所

(4)荷さばき実施時間帯A棟 午前6時から午後10時までB棟 午前6時から午前7時30分まで

10 事務手続き等

・公 告 年 月 日 令和5年11月14日

・縦 覧 期 間 公告の日から令和6年3月14日まで

(公告の日から4か月間)

・地 元 説 明 会 令和5年12月8日

·大規模小売店舗立地専門委員会 令和6年2月27日

・市町村等からの意見書提出期限 令和6年3月14日(公告の日から4か月以内)

・県の意見の通知期限 令和6年6月20日(届出の日から8か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	1回目:令和5年12月8日(金)午後3時から午後4時まで		
	2回目:令和5年12月8日(金)午後6時から午後7時まで		
開催場所	利府町文化交流センター「リフノス」		
	宮城郡利府町森郷字新椎の木前31番地1		
出席人数	1回目:8名		
	2回目: 7名		

質問事項	設置者の回答内容	
1回目		
利府街道の入口について、減速レーンの設置はしな	入庫能力として滞留する数値となっていないので、	
いのか。	減速レーンは想定していません。	
	→県の意見は不要	
3箇所の出入口は全部出入り可能なのか。	出入口1のみ右左折の出入り可能です。	
	出入口2及び出入口3は左折入庫・左折出庫のみと	
	なります。	
	→県の意見は不要	
2回目		
マルニはどんな店舗か。	食品スーパーです。	
食品加工場について、他の同種店舗では匂いの発生	匂いの発生を含む開店後の店舗へのご意見は、その	
がある。開店後に匂いが出るようであれば対応頂ける	都度伺い対応いたします。	
のか。	→県の意見は不要	
新設する道路については、通行規制が行われると聞	交通管理者からは通行規制についての情報は得てい	
いている。来客に対する対応は行うのか。	ない。規制が行われる場合は、サインの設置などの対	
	応を行いたい。	
	→県の意見は不要	
ツルハドラッグに薬剤師は置くのか。	登録販売者の設置を考えております。薬剤師は当面	
	置く予定はありません。なお、ご要望が多いようであ	
	れば対応を検討します。	
	→指針の対象外	
出入口3箇所とも出入り可能なのか。	出入口1のみ右左折の出入り可能です。	
	出入口2及び出入口3は左折入庫・左折出庫のみと	
	なります。	
	→県の意見は不要	

利府町の意見について

意見内容	設置者の回答内容
騒音に関する事項	来客車両運転者への注意喚起の看板(歩行者注意
大規模小売店舗届出書「添付書類」(P14) 記載の	等)設置を検討いたします。
駐車場における騒音対策(施設面の騒音対策)中のア	→県の意見は不要
イドリングの禁止等の場内看板設置と同様に、施設付	
近に小中学校もあることから、来店される車両等運転	
者に対する交通注意喚起(施設内外を問わず交通ルー	
ルやマナーの遵守) の看板の設置についても検討する	
こと。	
埋蔵文化財に関する事項	現時点までの工事中においては,遺物や遺構等の遺
埋蔵文化財包蔵地及び特別名勝松島保護地区に該当	跡に係るものは確認されておりませんが、今後確認さ
していないが、遺物や遺構等の遺跡に係るものが確認	れた場合は、利府町教育委員会に速やかに報告いたし
された場合は、利府町教育委員会に速やかに連絡する	ます。
こと。	→指針の対象外

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡を超えるため実施

開催日時	令和6年5月8日(水)午前10時から午前10時50分まで
開催場所	リフノス(利府町文化交流センター)研修室2、3
調査会結果	地域交通政策課、仙台土木事務所、県警本部交通規制課、塩釜警察署、利府
	町、設置者、商工金融課等を交えて現地を確認し、交通対策等について検討
	を行った。この案件に対して、県の意見を必要とする事項は出なかったが、
	敷地北側の荷さばき施設及び荷さばき車両について、搬入作業時に車両が町
	道上で一旦停止し、歩道を横切る形で後退して入庫することがないよう注意
	喚起してほしいとの指摘がなされた。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届		出		者	株式会社マルニ		
					株式会社ツルハ		
届	出	年	月	日	令和5年10月20日		
店	舗		名	称	(仮称) 新太子堂北複合商業施設		
所		在		地	利府町新太子堂北土地区画整理事業地内 13街区		
市	町木	寸 0)意	見	ありなし		
地:	或住」]	ぎの意	見	ありなし		
	県の意見案						
交	通		関	係	あり	なし	
騒	音		関	係	あり	なし	
廃	棄	物	関	係	あり	なし	
そ		の		他	_		
意		見		案	県の意見はなし		
				店舗が面する道路が通学路に指定さ	れていることから、車両出入口付近の		
17.4-1-	7/1 	見案	歩行者の安全確保について十分に配慮願います。特に、搬出入作業時の安全				
1,11	附帯意見案		采	確保について、搬出入計画を徹底するとともに、必要に応じて、計画の見直			
			しや追加的な措置を講じるよう配慮願います。				